

◎新潟県告示第428号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、宅地建物取引業者について、次のとおり業務の全部の停止命令の処分をした。

令和7年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 被処分者の商号又は名称、代表者の氏名
株式会社プラスワン
代表取締役 田中 賢司
- 2 主たる事務所の所在地
新潟市中央区本町通七番町1153番地
- 3 免許証番号
新潟県知事(3)第5168号
- 4 業務の停止期間
令和7年4月16日から令和7年5月15日までの30日間